み広連介第３２９号
平成３０年9月７日

各事業所管理者　様

みよし広域連合介護保険センター所長

通所介護(地域密着型通所介護）並びに通所型従前相当サービスと一体的に
行う場合の通所型サービスＡの人員基準及び利用定員について（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本通知は、みよし広域連合の構成市町である三好市及び東みよし町が定めた通所型サービスＡの人員基準等について、別紙のとおり一部改正を行い、平成３０年１０月１日から適用するものであります。

各事業所におかれましては、御了知の上、適正なサービスの提供に努めていただけますようお願い申し上げます。

みよし広域連合介護保険センター
地域支援係：担当　中浦
ＴＥＬ　０８８３－７６－００３０
ＦＡＸ　０８８３－７６－００３３

１．通所介護（地域密着型通所介護）並びに通所型従前相当サービスと一体的にサービスを提供する場合の通所型サービスＡの人員基準について

本来ならば、通所介護（地域密着型通所介護）並びに通所型従前相当サービス（以下「他の通所サービス」）と通所型サービスＡの人員基準はそれぞれに定められており、必要な人員を配置していただく必要があるが、他の通所サービスと一体的に行う場合は、別紙２のとおり人員基準を緩和することとする。また、他の通所サービスと一体的に行わない場合の人員基準の考え方は、従来どおりの取扱いとする。

なお、他の通所サービスと一体的にサービスを提供する場合でも、通所型サービスＡの従来の人員の配置を妨げるものではないものとする。

２．他の通所サービスと一体的にサービスを提供する場合の通所型サービスＡの利用定員について

本来ならば、他の通所サービスと通所型サービスＡの利用定員は、それぞれ別に定める必要があるが、別紙２のとおり他の通所サービスの利用定員の範囲内で通所型サービスＡの利用者の受入を可能とし、この場合は、通所型サービスＡの指定申請の際に届け出た利用定員の上限を超過しても減算の対象とならない。

また、他の通所サービスと一体的に行わない場合や他のサービスの利用定員の範囲内で利用定員を考えない場合は、従来どおりの取扱いとする。

３．他の通所サービスと一体的にサービスを提供する場合の通所型サービスＡの人員基準欠如及び定員超過について

人員基準欠如の取扱いについては、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのＱ＆Ａ【平成２７年８月１９日版】第６問１１のとおりとする。

また、定員超過の取扱いについては、他の通所サービスは介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのＱ＆Ａ【平成２７年８月１９日版】第６問１２のとおりであるが、通所型サービスＡについては、別紙２のとおり新たな取扱いによる。

４．他の通所サービス及び通所型サービスＡを一体的に行う場合の専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件等について

このことについては、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのＱ＆Ａ【平成２７年８月１９日版】第６問９、問１０のとおりとする。

（従来どおりの取扱いとは）

○ 平成２８年２月１日開催の事業所向け説明会資料

○「介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスＡ）の新規申請手続きについて（別紙留意事項)」（平成２９年１２月２５日付け介護事業所管理者あて介護保険センター所長通知）

別紙２

１．他のサービスと一体的に行う場合の通所型サービスＡの人員基準及び利用定員について

ここからは①から③は以下の内容を指します。

①　**通所介護（又は地域密着通所介護）**

②　**通所介護従前相当サービス**

③　**通所型サービスＡ**

（１）人員の取扱いについて

［従来］

◆①②で人員基準を満たす。

◆③で人員基準を満たす。

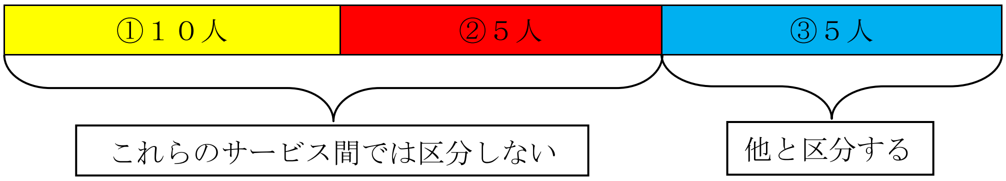

※人員基準欠如の取扱い

それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、**それぞれの事業所が人員基準欠如となる。**

［平成３０年１０月１日から］

◆①②で人員基準を満たす。

◆③で人員基準を満たす。

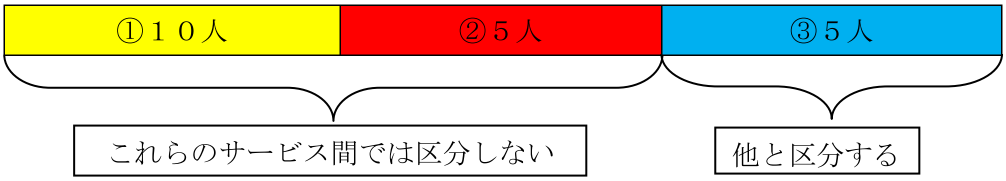

それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際に職員配置をしなければならないが、③の介護職員については、<u>下記のとおり要件を緩和することができる。</u>

※人員基準欠如の取扱いについては上記と同様の扱いとする。

（従来）

③の介護職員　２５人までは専従１以上（２５人からは専従０．１以上）

⬇

（平成３０年１０月１日から）

③の介護職員　<u>必要数</u>

※①②と一体的に行わない場合や従来どおりの人員基準を遵守する場合は、従来どおりの取扱いとする。

（２）利用定員の取扱いについて

［従来］

◆①②の合算で利用定員を定める。

◆③で利用定員を定める。

（例）事業所の最大定員が２０人（①②の届出１５人、③の届出５人の場合）

利用定員

①１０人	②５人	③５人

利用定員１５人

これらのサービス間では区分しない

（定員が１８名以下は地域密着型に移行）

利用定員５人

他と区分する

※定員超過の取扱い

事業所としての最大定員は２０人となるが、**①②の利用定員又は③の利用定員を超過した場合は、それぞれ減算となります。**

［平成３０年１０月１日から］

◆①②の利用定員の中で③の利用者を受け入れる。

（例）事業所の最大定員が２０人（①②の届出２０人、③の届出５人の場合）

利用定員（①②③の利用定員を区分せずに一体的に行う）

①②③の合算で２０人

利用定員２０人

これらのサービス間では定員は区分しない

（定員が１８名以下は地域密着型に移行）

※定員超過の取扱い

①②の利用定員の範囲内で③の利用者を受け入れた場合は、事業所の最大定員の範囲であれば**③の利用定員を超過した場合でも減算の対象となりません。しかし、①②③を一体的に行い、事業所の最大定員が超過した場合で①②の部分が定員超過となっていない場合は、③について減算の対象とする。**なお、事業所はサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めてください。

２．今後の手続きについて

上記の取扱いについては、平成３０年１０月１日から適用となるが、③の利用定員及び③の介護職員の員数について変更がある場合は、運営規定を変更してみよし広域連合介護保険センターに変更届を提出してください。

また、今後、①②③を一体的に行う場合の勤務形態一覧表は、勤務形態について一体的に作成することとし、兼務している職員等はサービスＡに従事したことが分かるよう勤務形態一覧表を作成してください。